
大竹市耐震改修促進計画
(第3期計画)

令和3年3月
大竹市

〔目 次〕

序章	計画策定の趣旨	1
	(1) 計画の背景と目的	1
	(2) 計画の位置付け	2
	(3) 計画期間	5
	(4) 対象区域	5
	(5) 計画の対象とする建築物	5
第1章	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	8
	(1) 想定される地震の規模、被害の状況	8
	(2) 建築物の耐震化の状況	14
	(3) 耐震化の目標設定	21
第2章	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項	25
	(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針	25
	(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	25
	(3) 耐震化を促進するための環境整備	28
	(4) 地震時の建築物の総合的な安全対策	29
	(5) 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策	31
	(6) 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	31
	(7) 広島県の支援（持続可能なまちづくりの視点を踏まえて）	32
第3章	建築物の耐震安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項	33
	(1) 地震ハザードマップの啓発及び知識の普及	33
	(2) 相談体制の整備及び情報提供の充実	33
	(3) パンフレットの作成・配布	33
	(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導策	34
	(5) 自治会等との連携	34
	(6) セミナー・講習会の開催	34
第4章	耐震化を促進するための指導等に関する事項	35
	(1) 法による耐震診断又は耐震改修の指導等の対象建築物	35
	(2) 耐震診断又は耐震改修の指導等の方法	35
	(3) 建築基準法による指導等に関する事項	35
第5章	その他耐震改修等を促進するための事項	37
	(1) 関係団体との連携	37
	(2) 所管行政庁との連携	37
	(3) 関係部局との連携	37
	(4) 地震保険の加入促進に資する普及啓発	37
	(5) 計画の進行と管理	37
巻末資料		
	【資料-1】 建築物の耐震改修の促進に関する法律(抜粋)	
	【資料-2】 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(抜粋)	
	【資料-3】 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針	
	【資料-4】 用語解説集	

序章 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊などにより多くの尊い命が奪われ、この地震による直接的な死者数の約9割の方が住宅・建築物の倒壊などによるものと報告されています（表-序.1 及び図-序.1 参照）。また、倒壊した建築物による道路の閉塞や火災の発生などにより、避難・救援・消火活動が妨げられ、被害の拡大をまねく大きな原因となりました。



▲阪神・淡路大震災による住宅の倒壊

その後の直下型地震である新潟県中越地震、福岡県西方沖地震、岩手・宮城内陸地震などの地震でも、家屋倒壊などによる甚大な被害が発生しています。このように、日本国内では「いつ」「どこで」大規模な地震が発生してもおかしくない状況にあり、地震による被害を軽減するために早急に建築物の耐震化を進めていくことが必要です。

こうした地震による建築物倒壊などの被害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、平成7年12月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「法」といいます。）が施行されました。また、平成18年1月には、計画的かつ効果的な耐震化を進めることを目的として、各自治体による耐震改修促進計画の策定などを盛り込んだ法改正が行われました。

さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災では、地震の揺れによる被害は限定的であったものの、津波による大規模な被害により死者・行方不明者が約2万人に達するなど、広範囲に甚大な被害をもたらしたことから、平成25年11月には、これらの教訓を踏まえて建築物の耐震改修を促進する取組を強化するための法改正が行われました。

こうした背景を踏まえて、本市では、平成22年3月に「大竹市耐震改修促進計画（平成22年度～27年度）」を、平成29年3月に「大竹市耐震改修促進計画（第2期計画）（平成29年度～令和2年度）」を策定し、市内建築物の耐震化の促進に取り組んできました。

その後、平成25年12月に施行された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号。）に基づく具体的な個別施策などを示した「国土強靱化アクションプラン2018」において、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を令和7年までに95%に引き上げる目標が示されたことなどを受け、本市では、市民の生命、身体及び財産を保護するための計画的かつ総合的な市内建築物の耐震化を促進するための新たな計画として、「大竹市耐震改修促進計画（第3期計画）」（以下「本計画」といいます。）を策定することとしました。

表-序.1 阪神・淡路大震災による直接的な死亡原因

地震による直接的な死亡原因	死者数
家屋・家具類等の転倒による圧迫死と思われるもの	4,831人
焼死体（火傷死体）及びその疑いがあるもの	550人
その他	121人
合計	5,502人

出典：平成7年度「警察白書」より（平成7年4月2日：警察庁調べ）

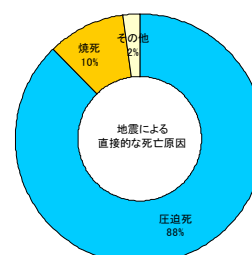


図-序.1 阪神・淡路大震災による直接的な死亡原因

(2) 計画の位置付け

本計画は、法第6条第1項の規定による「広島県耐震改修促進計画」に基づく市町村耐震改修促進計画として位置付けられます。

また、本計画は、本市の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に係る施策の目標や取組を定めた基本方針として、国・県の各種指針・計画、「大竹市国土強靱化地域計画」及び第1期大竹市まちづくり基本計画を踏まえたものとするとともに、「大竹市地域防災計画」をはじめ、本市の各種部門計画との整合を図るものとします。

広島県耐震改修促進計画(第3期計画)の基本方針と耐震化の目標は、以下のとおりです。

国が目標とする耐震化率を踏まえ、安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョンに掲げる目指す姿の実現に向け、令和7年度末時点での目標を設定する。なお設定にあたっては、第2期計画において掲げていた多数の者が利用する建築物及び住宅の耐震化率の目指す姿(100%とする目標年度)はそのまま維持し、さらに本計画における取組による押上げ効果を考慮することとする。

また、本計画の指針となる国の告示(建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針)において、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきとされたことから、これについても国の目標を踏まえて令和7年度末時点での目標を設定する。



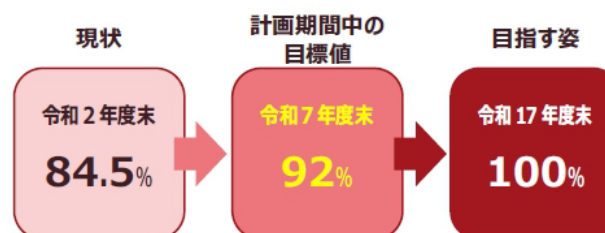
●多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

10年後に多数の者が利用する建築物の耐震化率を100%とすることを目指し、令和7年度末の耐震化率の目標値を96%とする。



●住宅の耐震化の目標

15年後に住宅の耐震化率を100%とすることを目指し、第3期計画での重点的な取組の押上効果を踏まえ、令和7年度末の耐震化率の目標値を92%とする。



国土強靱化プラン 2018 の建物の耐震化に関する主な内容は、以下のとおりです。

【個別プログラムの推進計画】

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1) 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

【国交】住宅・建築物の耐震化率 住宅：79%（H20）→82%（H25）→91%〔H30参考値〕→95%〔H32〕→耐震性を有しない住宅ストックを概ね解消〔H37〕
 建築物：80%（H20）→85%（H25）→92%〔H30参考値〕→95%〔H32〕

【国交】首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する 主要鉄道路線の耐震化率 94%（H25）→概ね100%（H29）→概ね100%〔H29〕

【厚労】全国の災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率 79%（H25）→88%（H28）→89%〔H30〕

1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

【国交】建築物の耐震化率 80%（H20）→85%（H25）→92%〔H30参考値〕→95%〔H32〕（再掲）

【厚労】全国の災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率 79%（H25）→88%（H28）→89%〔H30〕（再掲）

【厚労】社会福祉施設の耐震化率 86%（H25）→90%（H27）→95%〔H30〕

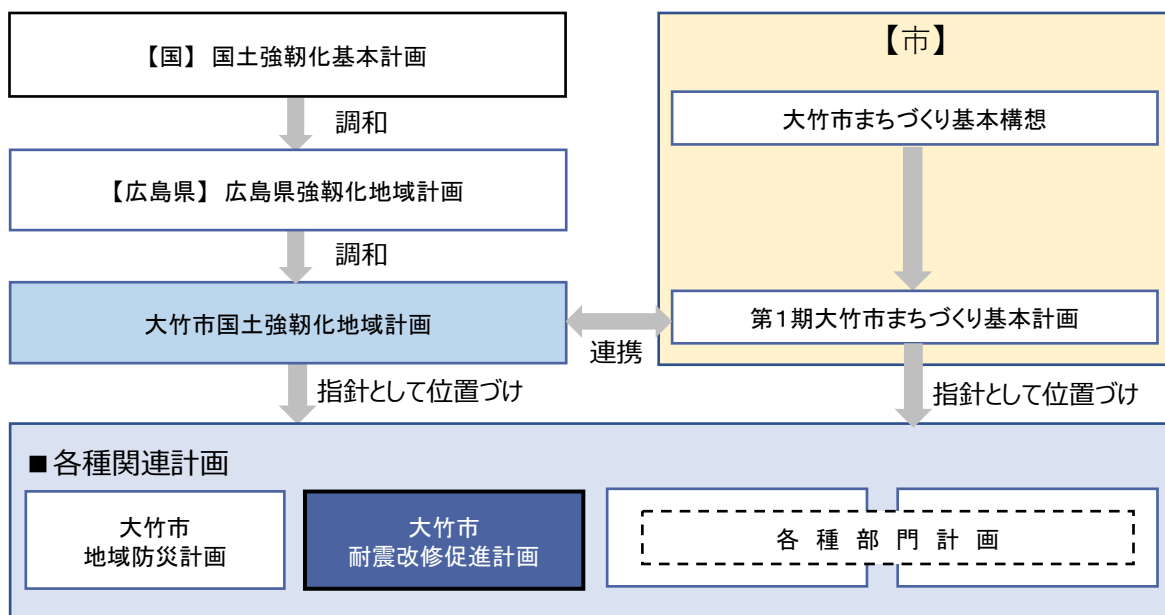


図-序.2 大竹市耐震改修促進計画の位置付け

(3) 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度の5年間とします。なお、国や県の施策の動向や計画の進捗状況の検証などにより、必要に応じて計画内容を見直すこととします。

(4) 対象区域

本計画の対象区域は、大竹市全域とします。

(5) 計画の対象とする建築物

東日本大震災では、津波被害が目立ちましたが、昭和56年に導入された現行の耐震基準に適合しないと考えられる耐震性が不十分な建築物に多くの被害がみられました。

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震においても同様の傾向が見られたことを踏まえ、本計画の対象建築物は昭和56年5月以前の耐震基準の構造基準で設計・建築されたものとします。

本計画では、特に耐震化の促進を図るべき建築物として、以下の建築物を対象として取り組みます。

1) 住宅の定義

住宅は、戸建て及び共同住宅などを対象とします。

2) 特定建築物の定義

法第14条で定められる特定既存耐震不適格建築物（以下、特定建築物という）を対象とします。この特定建築物は、以下の3つの建築物です。

①多数の者が利用する建築物（表-序.2 ①）

耐震改修促進法施行令（平成25年11月25日施行）で定める、病院、学校、店舗、保育園、事務所などの多くの人々が利用する建築物で、一定規模以上の建築物

②危険物を取り扱う建築物（表-序.2 ②）

耐震改修促進法施行令（平成25年11月25日施行）で定める危険物を、定められた数量以上の貯蔵または処理をする建築物

③地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物（図-序.3, 表-序.2 ③）

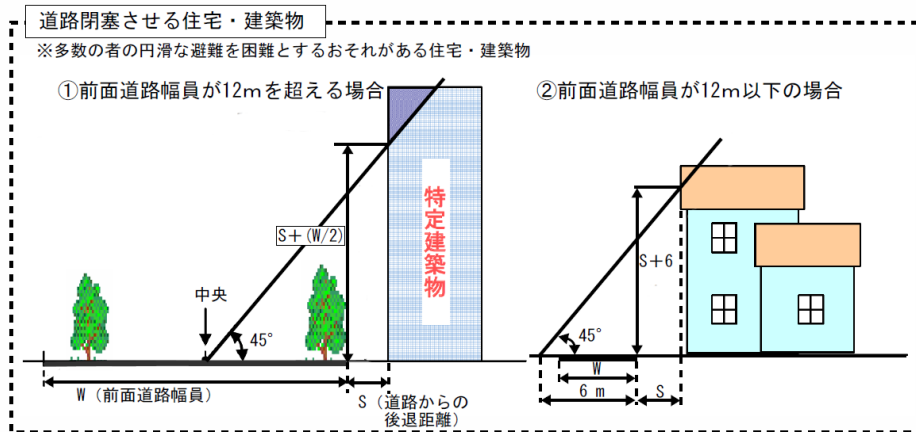
「地震発生時に通行を確保すべき道路」として、緊急輸送路などを閉塞する恐れのある特定の高さ要件を満たす建築物

3) 市有建築物の定義

市有建築物は、庁舎や学校など市所有の建築物です。

～特定の高さ要件～

建築物のいずれかの部分の高さが、道路幅員が 12m 以上の場合当該部分から前面道路の中心線までの水平距離を、道路幅員が 12m 未満の場合当該部分から前面道路の境界線までの距離に 6m を加えたものを超えること。



出典：国土交通省ホームページ

法第 14 条第 3 号に規定される特定建築物の高さの基準

- ①前面道路幅員が 12m を超える場合：道路幅員の 1/2 の高さを超える建築物
- ②前面道路幅員が 12m 以下の場合：6m を超える高さの建築物

注：本計画において、前面道路は広島県地域防災計画及び本計画に記載された道路を緊急輸送道路とします。

図-序.3 道路をふさぐ恐れがある住宅・建築物

表-序.2 特定建築物の規模要件一覧

		指導対象	指示対象	義務付け対象	
	学校	小学校，中学校，中等教育学校の前期課程，特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ1,500㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ3,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
		体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
		ボーリング場，スケート場，水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
		病院，診療所			
		劇場，観覧場，映画館，演芸場			
		集会場，公会堂			
		展示場			
		卸売市場			
		百貨店，マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
		ホテル，旅館			
		賃貸住宅(共同住宅に限る。)，寄宿舎，下宿			
		事務所			
①		老人ホーム，老人短期入所施設，福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
		老人福祉センター，児童厚生施設，身体障害者福祉センター，その他これらに類するもの			
		幼稚園，保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
		博物館，美術館，図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
		遊技場			
		公衆浴場			
		飲食店，キャバレー，料理店，ナイトクラブ，ダンスホールその他これらに類するもの			
		理髪店，質屋，貸衣装屋，銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
		工場(危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物を除く。)			
		車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
		自動車車庫その他の自動車または自転車の停留，または駐車のための施設			
		郵便局，保健所，税務署，警察署，消防署その他これらに類する公益上必要な建築物			
②		危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵し，又は処理する全ての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)
③		避難路沿道建築物	耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって前面道路の幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)	左に同じ	

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

(1) 想定される地震の規模，被害の状況

1) 過去に受けた地震被害

広島県内では，1949年の安芸灘の地震や1905年，2001年の芸予での地震などにより，県南部を中心として被害が発生しています（表-1.1）。

また，過去に発生した南海トラフ沿いの巨大地震では，家屋倒壊などの被害を受けました。

近年発生している東日本大震災の海溝型地震や，阪神・淡路大震災などの内陸型地震は，「いつ」「どこで」発生するかわからない状況にあり，日ごろからの備えが重要です。



▲阪神・淡路大震災による住宅の倒壊

表-1.1 広島県内の主な地震被害

発生年	地震名	マグニチュード※1	広島県の被害状況
1649年3月17日 (慶安2)	—	7.0	広島県では家屋全壊あり。
1686年1月4日 (貞享2)	—	7.2	広島県中部で被害大。死者2人，家屋破損147棟。宮嶋，三原などで被害。
1707年10月28日 (宝永4)	宝永地震	8.6	広島県内でも家屋倒壊や，津波による海岸近くの浸水被害が生じた。
1854年12月24日 (安政元)	安政南海地震	8.4	(安政東海地震の32時間後に発生。二つの地震の被害や，津波被害と区別困難。)
1857年10月12日 (安政4)	—	7.3	(今治で城内破損，郷町で死者1人，家屋倒壊3棟。宇和島・松山・広島などで被害。郡中で死者4人。)
1872年3月14日 (明治5)	浜田地震	7.1	負傷者3人，家屋全壊20棟。
1905年6月2日 (明治38)	芸予地震	7.2	死者11人，負傷者160人，家屋(含非住家)全壊56棟。
1946年12月21日 (昭和21)	南海地震	8.0	負傷者3人，住家全壊19棟。
1949年7月12日 (昭和24)	—	6.2	呉で死者2人。下松市で負傷者2人。
2000年10月6日 (平成12)	平成12年 (2000年) 鳥取県西部地震	7.3	負傷者3人。
2001年3月24日 (平成13)	平成13年 (2001年) 芸予地震	6.7	死者1人，負傷者193人，家屋全壊65棟。

※1:マグニチュードとは，地震の震源から発生するエネルギー

注:広島県の被害状況の中での()内の記述は，全国での被害の状況を示します。

出典:地震調査研究推進本部より抜粋・加筆

2) 大竹市で想定される地震

大竹市の地震対策において想定を行うべき地震として、既に明らかとなっている断層などを震源とする地震及びどこでも起こりうる直下の地震から選定します。

広島県地震被害想定調査報告書（平成25年10月）では、既に明らかとなっている断層などを震源とする地震として、「歴史的に繰り返し発生し、将来発生する可能性が高い地震」、 「国の地震調査研究推進本部が長期評価を行っている基盤的調査観測対象活断層による地震」、及び「地震規模及び広島県との距離から発生した際に広島県に及ぼす被害が甚大となる可能性が高い地震」の3つの地震を基準として判断し、11の地震を想定しています。

また、どこでも起こりうる直下の地震は、市役所の位置に断層の中心があり、想定規模がM6.9として想定しています。以上の想定地震の諸元は、表-1.2の通りとなります。

表-1.2 広島県における想定地震の諸元

	地震名	地震タイプ	一般走向	傾斜	長さ	幅	上端深さ	マグニチュード※1	今後30年以内の発生確率
①	南海トラフ巨大地震	-	-	-	-	-	-	9.0	-
②	安芸灘～伊予灘～豊後水道	-	-	-	-	-	-	6.7～7.4	40%
③	讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部	地殻内	N70° E	北傾斜 30-40°	約130km	20－ 30km	0km	8.0程度もしくはそれ以上	ほぼ0～0.3%
④	石鎚山脈北縁※2	地殻内	N70°	高角度	約30km	不明	0km	7.3～8.0程度	ほぼ0～0.3%
⑤	石鎚山脈北縁西部－伊予灘	地殻内	N70°	高角度 北傾斜	約130km	不明	0km	8.0程度もしくはそれ以上	ほぼ0～0.3%
⑥	五日市断層	地殻内	N20° E	高角 (西傾斜)	約20km	約 25km	0km	7.0程度	不明
⑦	己斐－広島西縁断層帯	地殻内	N20° E	ほぼ垂直	約10km	不明	0km	6.5程度	不明
⑧	岩国断層帯	地殻内	N60° E	高角 北西傾斜	約44km	20km 程度	0km	7.6程度	0.03～2%
⑨	安芸灘断層群（主部）	地殻内	N50° E	不明	約21km	不明	0km	7.0程度	0.1～10%
⑩	安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）	地殻内	N30° E	不明	約37km	不明	0km	7.4程度	不明
⑪	長者ヶ原断層－芳井断層※3	地殻内	N43° E	北傾斜 80° (断層露頭)	約37km	不明	0km	7.4 (松田(1975)の式 (log L=2.9+0.6M)により 計算)	-
⑫	どこでも起こりうる直下の地震 ※4	地殻内	N45° E	-	-	-	-	6.9	-

注:表中の数値などは、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」、地震調査研究推進本部の各断層などの「長期評価」による。地震動などの計算に用いたモデルの詳細は、第IV編に整理した。

※1:気象庁マグニチュード。ただし、南海トラフ巨大地震のみモーメントマグニチュード

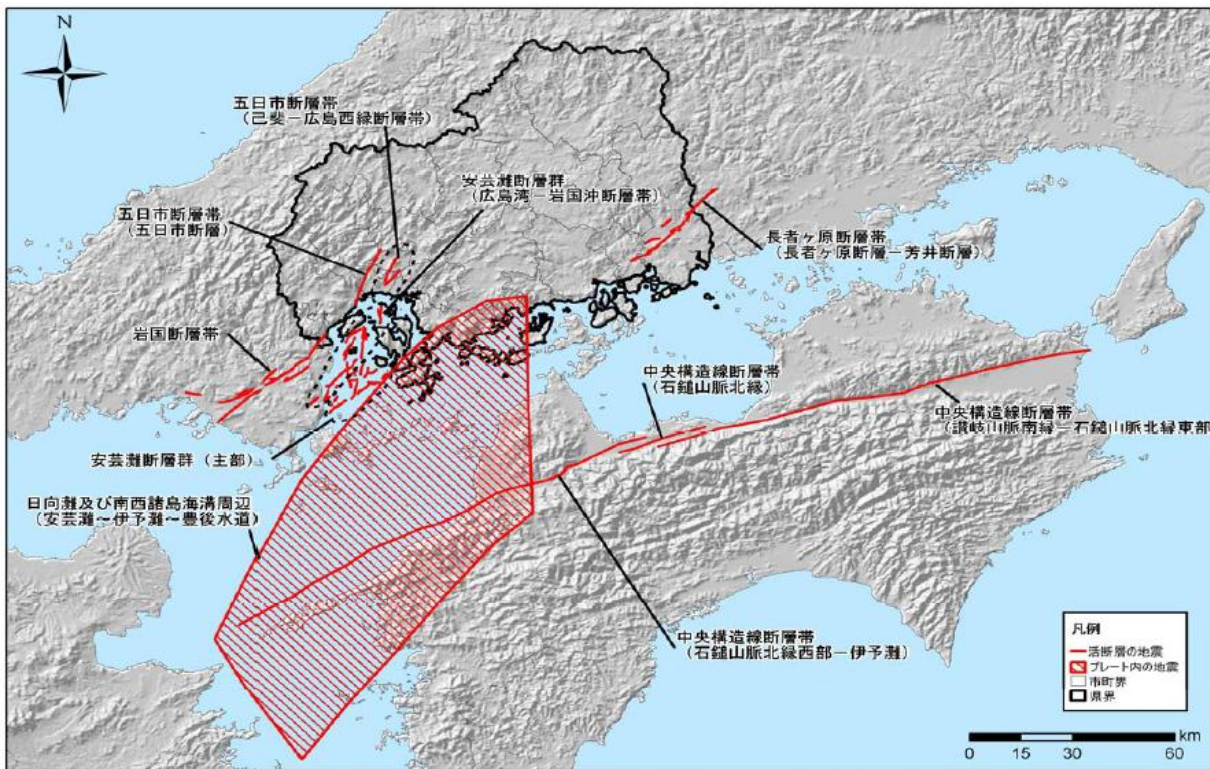
※2:端部の位置、長さは岡村断層部分

※3:長者ヶ原断層－芳井断層は、本調査による結果を表示

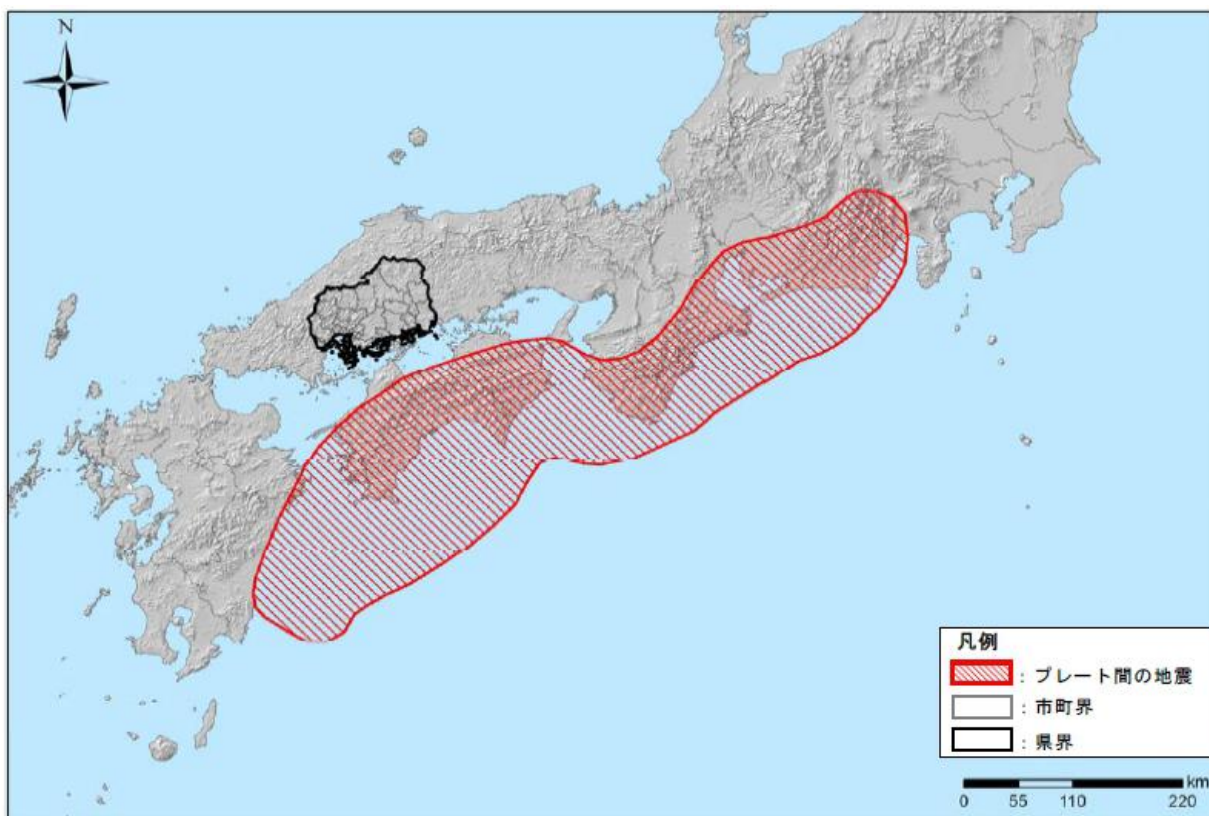
※4:どこでも起こりうる直下の地震は、震源を仮定しているため諸元（傾斜、長さ、幅、上端深さなど）は省略

出典:広島県地震被害想定調査結果(平成25年10月)

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標



想定地震位置図 (既に明らかとなっている断層等を震源とする地震) ^{11,28}



想定地震位置図 (南海トラフ巨大地震) ²⁷

図-1.0 広島県内に影響を与えると思われる想定地震断層分布図

出典：広島県地震被害想定調査結果(平成25年10月) 資料

上記の12の地震のうち本市に大きな被害を及ぼす断層の地震は、⑧岩国断層帯による地震、⑩安芸灘断層群(広島湾-岩国冲断層帯)による地震、⑫どこでも起こりうる直下の地震及び①南海トラフ巨大地震の4つの地震です。

3) 想定地震による大竹市内の被害想定

想定される地震の大竹市内の被害想定は、以下に示す結果が報告されています。

①想定した震源断層による地震の被害想定(想定条件は、冬深夜、風速11m/s)

想定した震源断層による地震の被害想定のうち、岩国断層帯による地震の揺れによる被害は、全壊建物1,111棟、死者数71人と想定されています。また、安芸灘断層群(広島湾-岩国冲断層帯)による地震の被害は、全壊建物1,103棟、死者数69人の被害が想定されています。(表-1.3)

表-1.3 大竹市に大きな被害を及ぼすと想定した震源断層による地震の被害想定

地震	建物被害													
	全壊棟数(棟)					半壊棟数(棟)					火災による建物被害			
	原因別				合計	原因別				合計	出火件数(件)	残出火件数(件)	焼失棟数(棟)	
	揺れ	液状化	土砂災害	津波		揺れ	液状化	土砂災害	津波					
岩国断層帯	1,111	304	0	-	1,416	3,346	512	1	-	3,859	2	0	9	
安芸灘断層群(広島湾-岩国冲断層帯)	1,103	302	0	24	1,429	3,152	504	0	18	3,675	2	0	9	
地震	人的被害													
	死者(人)						負傷者(人)							
	原因別					合計	原因別					合計		
	建物倒壊、屋内収容物移動・転倒	土砂災害	火災	津波	ブロック塀等の倒壊		建物倒壊、屋内収容物移動・転倒	土砂災害	火災	津波	ブロック塀等の倒壊			
岩国断層帯	71	(1)	0	0	-	0	71	908	(26)	0	1	-	0	909
安芸灘断層群(広島湾-岩国冲断層帯)	69	(1)	0	0	0	0	70	862	(25)	0	1	3	0	865

※小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。
 ※()内の数値は屋内収容物移動・転倒による人的被害を示す。

出典：広島県地震被害想定調査結果(平成25年10月)

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

②どこでも起こりうる直下の地震の被害想定（想定条件は，冬深夜，風速11m/s）

どこでも起こりうる直下の地震では，全壊建物1,300棟，死者数83人の被害が想定されています。（表-1.4）

表-1.4 どこでも起こりうる直下の地震の被害想定

地震	建物被害												
	全壊棟数(棟)					半壊棟数(棟)					火災による建物被害		
	原因別				合計	原因別				合計	出火件数(件)	残出火件数(件)	焼失棟数(棟)
揺れ	液状化	土砂災害	津波	揺れ		液状化	土砂災害	津波					
どこでも起こりうる直下の地震	1,300	304	0	-	1,605	3,570	508	1	-	4,078	2	0	9

地震	人的被害													
	死者(人)						負傷者(人)							
	原因別					合計	原因別					合計		
建物倒壊、屋内収容物移動・転倒	土砂災害	火災	津波	ブロック塀等の倒壊	建物倒壊、屋内収容物移動・転倒		土砂災害	火災	津波	ブロック塀等の倒壊				
どこでも起こりうる直下の地震	83	(2)	0	0	-	0	83	991	(29)	0	1	-	0	992

※揺れによる建物被害は人工造成地による割増を含む。
 ※小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。
 ※()内の数値は屋内収容物移動・転倒による人的被害を示す。

出典：広島県地震被害想定調査結果(平成25年10月)

③南海トラフ巨大地震（想定条件は，冬深夜，風速11m/s）

南海トラフ巨大地震では，全壊建物466棟，死者数29人の被害が想定されています。

（表-1.5）

表-1.5 南海トラフ巨大地震の被害想定

地震	建物被害												
	全壊棟数(棟)					半壊棟数(棟)					火災による建物被害		
	原因別				合計	原因別				合計	出火件数(件)	残出火件数(件)	焼失棟数(棟)
揺れ	液状化	土砂災害	津波	揺れ		液状化	土砂災害	津波					
南海トラフ巨大地震	466	1,080	0	76	1,622	1,803	1,568	0	899	4,271	1	0	0

地震	人的被害													
	死者(人)						負傷者(人)							
	原因別					合計	原因別					合計		
建物倒壊、屋内収容物移動・転倒	土砂災害	火災	津波	ブロック塀等の倒壊	建物倒壊、屋内収容物移動・転倒		土砂災害	火災	津波	ブロック塀等の倒壊				
南海トラフ巨大地震	29	(1)	0	0	184	0	212	457	(16)	0	0	129	0	586

※小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。
 ※()内の数値は屋内収容物移動・転倒による人的被害を示す。

出典：広島県地震被害想定調査結果(平成25年10月)

4) 想定される地震の震度分布図

最も大きな被害を及ぼす地震は、3)にある被害状況より、どこでも起こりうる直下の地震といえます。この地震による震度分布図は、図-1.1のとおりとなります。

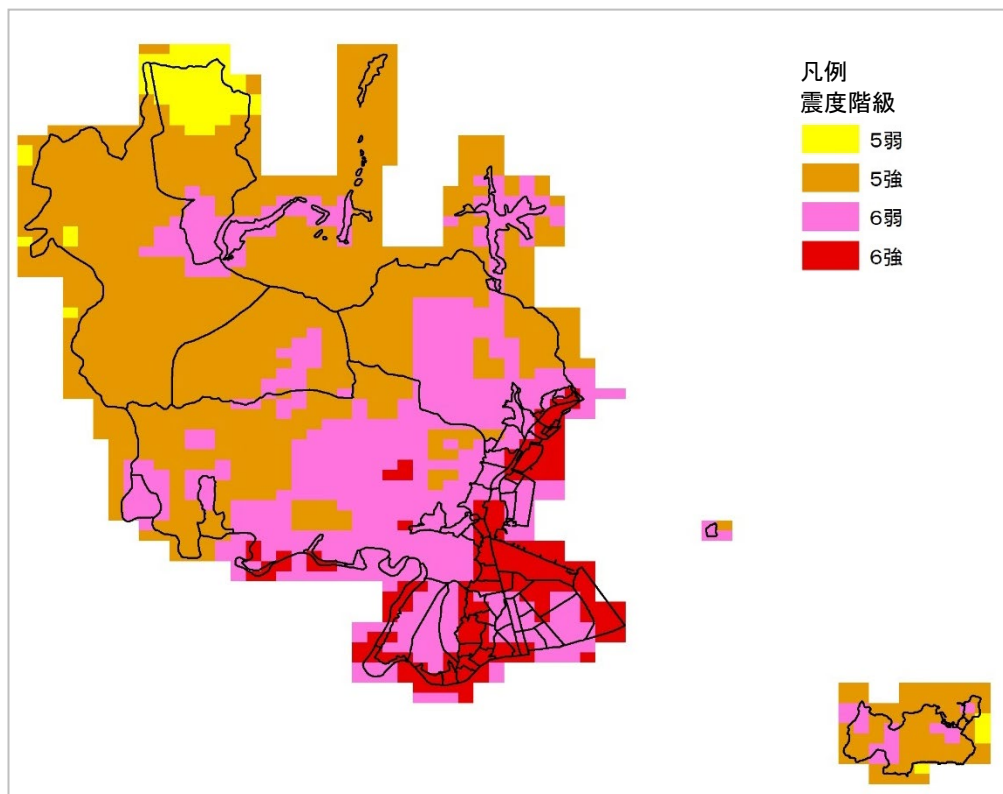


図-1.1 どこでも起こりうる直下の地震の震度分布図

出典：広島県地震被害想定調査結果(平成25年10月) 資料より作成

(2) 建築物の耐震化の状況

建築基準法（昭和25年法律第201号）の耐震基準に関する改正が昭和56年6月1日に施行され、新耐震設計法が導入されました。この改正を踏まえて、これ以降建築された建築物を「新耐震基準建築物」、これより前に建築された建築物を「旧耐震基準建築物」と分類します。

「耐震性を有する建築物」とは、地震に対する安全性が確保された建築物のことであり、新基準により建築された建築物、耐震診断結果により耐震性を満たす建築物及び耐震改修や建替えにより耐震化した建築物のことをいいます。

「耐震性が不十分な建築物」とは、旧耐震基準により建築された建築物のうち、耐震診断結果から耐震性が不十分であるもので、耐震改修が行われていない建築物のことをいいます。

1) 住宅の耐震化の状況

本市における住宅の状況は、平成30年住宅・土地統計調査結果により、住宅総数11,270戸に対し、耐震性のあるものが9,137戸と推計され、耐震化率は81.1%と算出されました（表-1.6）。

表-1.6 平成30年度の住宅の耐震化率（平成30年住宅・土地統計調査より）

構造・建て方	住宅数	昭和55年以前の住宅数					昭和56年以降の住宅数③	耐震性を有する住宅数①+②+③	耐震化率
		総数	耐震改修済①	耐震改修未実施					
				住宅数	割合※	住宅数②			
木造戸建	7,210	2,630	210	2,420	26.3	636	4,580	5,426	75.3
非木造戸建	400	60	4	56	55.3	31	340	375	93.8
木造共同住宅など	1,120	170	7	163	32.9	54	950	1,011	90.3
非木造共同住宅など	2,540	780	8	772	72.1	557	1,760	2,325	91.5
合計	11,270	3,640	229	3,411	-	1,278	7,630	9,137	81.1

また、住宅・土地統計調査の推移より、令和2年度には総住宅数11,514戸、耐震性のある住宅9,571戸になるものとみられ、耐震化率は83.1%に達するものと推計されます（表-1.7）。

表-1.7 令和2年度の住宅の耐震化の推計

推計年代	住宅数	昭和55年以前の住宅数			昭和56年以降の住宅数 ②	耐震性を有する住宅数 ①+②	耐震化率
		総数	耐震性あり				
			割合※	住宅数①			
令和2年	11,514	3,080	36.9	1,137	8,434	9,571	83.1

※住宅の耐震改修実施の加重平均値を採用（国ワークシートによる。）

2) 特定建築物の耐震化の状況

本市における特定建築物の棟数は、公共施設で45棟、民間施設で256棟であり、全体では、301棟となります。

①多数の者が利用する建築物（法第14条第1号）の耐震化の状況

多数の者が利用する建築物の耐震化の状況は表-1.8のとおりです。公共建築物、民間建築物をあわせた建物数は157棟あり、うち130棟が耐震性を有しており、耐震化率は82.8%となっています。

表-1.8 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況（法第14条第1号）（令和2年現在）

区分	全棟数	昭和55年以前	昭和56年以降	②のうち耐震性あり	耐震性あり	耐震化率
	①=②+③	②	③	④	⑤=③+④	⑤÷①
民間施設	112	57	55	33	88	78.6%
公共施設	45	18	27	15	42	93.3%
合計	157	75	82	48	130	82.8%

※家屋課税台帳と公共施設資料

②危険物を取り扱う建築物（法第14条第2号）の耐震化の状況

本市における危険物を取り扱う建築物は144棟あり、耐震化率は59.0%となっています（表-1.9）。

また、法第14条第2号に該当する危険物の種類と数量を表-1.10に示します。

表-1.9 危険物を取り扱う建築物の耐震化の状況（法第14条第2号）（令和2年現在）

区分	全棟数	昭和55年以前	昭和56年以降	②のうち耐震性あり	耐震性あり	耐震化率
	①=②+③	②	③	④	⑤=③+④	⑤÷①
民間施設	144	62	82	3	85	59.0%

表-1.10 法第14条第2号に該当する危険物の種類と数量

危険物の種類		危険物の数量
①	火薬類	火薬の場合10t 他規定あり
②	「危険物の規制に関する政令」別表第三の指定危険物	各々「指定数量」の10倍
③	同政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類	30t
④	同政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類	20m ³
⑤	マッチ	300 マッチトン※ ¹
⑥	可燃性ガス（⑦・⑧除く）	20,000m ³
⑦	圧縮ガス	200,000m ³
⑧	液化ガス	2,000t
⑨	毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物	20t
⑩	同第二項に規定する劇物	200t

※1:マッチトンとは、マッチの計量単位。1マッチトンは並型マッチ（56×36×17mm）で7,200個、約120kg

③避難路などを閉塞させる恐れのある建築物（法第14条第3号）の耐震化の状況

耐震診断の実施及び耐震診断結果の報告を義務付ける道路は、広島県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成25年6月）に定める広域緊急輸送道路を示しています。

ただし、大竹市小方1丁目～大竹市県界区間については、「代替路線として」岩国・大竹道路となっています。

緊急輸送道路などに関わる道路に接する建築物で閉塞の恐れがあると推測できる建築物調査を実施したところ0棟となっています（表-1.11）。

県内外の救援拠点を結ぶ路線		
路線名	区間（起点～終点）	路線延長（m）
山陽自動車道	福山市県界～大竹市県界	125,945
国道2号	山市大門町県界～大竹市県界	214,042
代替路線などを指定する区間		
路線名	区間（起点～終点）	代替路線など
国道2号	大竹市小方1丁目～大竹市県界	国道2号 岩国・大竹道路



図-1.2 緊急輸送道路位置図

表-1.11 避難路などを閉塞させる恐れのある建築物の耐震化の状況（令和2年現在）

区分	全棟数	旧耐震	新耐震	耐震化率
民間建物	0	0	0	0.0%

3) 要緊急安全確認大規模建築物(法附則第3条)の耐震化の状況

要緊急安全確認大規模建築物は、不特定多数の者が利用する建築物、避難に配慮を要する者が利用する建築物及び危険物貯蔵場・処理場のうち大規模なものが対象となります。

本市所有の要緊急安全確認大規模建築物の棟数は7棟あり、耐震化率は57.1%となっています（表-1.12）。

表-1.12 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の状況（令和3年3月末現在）

全棟数	耐震診断実施済み	耐震改修済み	耐震性あり	耐震化率(%)
7	7	4	4	57.1

4) 要安全確認計画記載建築物の耐震化の状況

要安全確認計画記載建築物は、緊急輸送道路などの避難路沿道建築物及び県が指定する防災拠点施設です。

本市における要安全確認計画記載建築物は、防災拠点施設の7棟となっています。

表-1.13 要安全確認計画記載建築物の耐震化の状況（令和3年3月末現在）

全棟数	耐震診断実施済み	耐震改修済み	耐震性あり	耐震化率(%)
7	7	4	4	57.1

5) 市有建築物の耐震化の状況

市有建築物においては、庁舎、医療機関施設などの災害時に重要な建築物及び社会福祉施設、学校関係施設及び集会所などの多数の人が利用している建築物について、耐震化の状況を調査しました。令和2年における市有建築物の耐震化状況を示したものが表-1.14となります。

市有建築物の棟数は230棟あり、耐震化率は45.7%となります。

市有建築物の耐震化率の調査では、今回床面積が20m²以上の建物を対象としました。それ以下の床面積の建物は、一般的に本来の施設の持つ機能ではなく、一時的な利用目的（例えば、公衆トイレなど）と推測したことによります。

表-1.14 市有建築物の耐震化の状況（令和2年現在）

	1981年5月迄 建築物		1981年6月以降 建築物	総建築物	耐震化率 (%)
	旧基準	耐震化改修	新基準		
庁舎	0	1	0	1	100.0
医療機関	0	0	3	3	100.0
図書館、博物館	0	0	2	2	100.0
宿泊施設	0	0	2	2	100.0
学校関係施設	2	1	21	24	91.7
社会福祉	2	3	12	17	88.2
職員宿舎	1	0	6	7	85.7
消防関連	3	0	15	18	83.3
公民館、集会所	9	0	14	23	60.9
住宅	108	13	6	127	15.0
その他	0	0	6	6	100.0
総計	125	18	87	230	45.7

※その他には、工場・火葬場・ストックヤードなどが該当する

(3) 耐震化の目標設定

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となりました。また、平成16年に新潟県中越地震が発生し、人的被害は少なかったものの、多くの建築物において倒壊や損壊といった被害が発生しています。

このため、広島県耐震改修促進計画（第3期計画）では、令和7年度における住宅の耐震化率を92%とすることを目標とし、多数の者が利用する建築物の耐震化率については、令和7年度の目標値を96%として設定しています。

これらを踏まえ、本市では、それぞれの耐震化率の目標設定の方針として、県計画が定めた目標値を達成することを目指し、目標値を下記のように設定することとします。

本計画の期間及び耐震化率

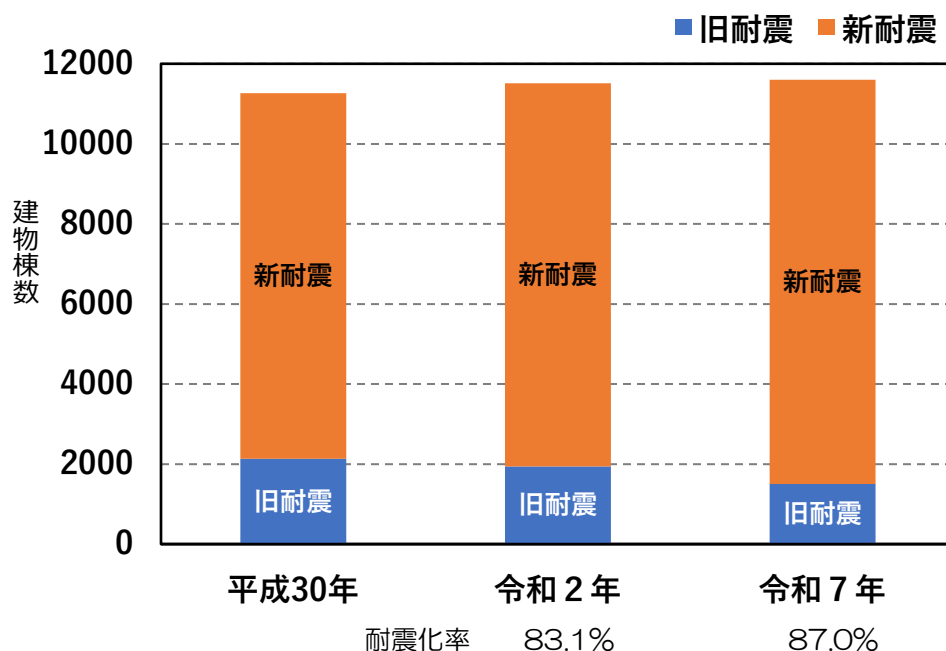
- 住宅：令和7年度に92.0%
- 多数の者が利用する建築物：令和7年度に96.0%

1) 住宅の耐震化の目標

本市は、住宅の耐震化率の目標を広島県耐震改修促進計画（第3期計画）と同様の耐震化率とします。

住宅の耐震化率は、広島県の手法に従い住宅・土地統計調査より算出しており、最新の平成30年の耐震化率を求めて年次傾向を分析しました。令和2年と7年の予測では、平成10年から平成30年迄の住宅・土地統計調査からの住宅数や新旧耐震化率の傾向から求めており、令和2年時点では83.1%、令和7年では87.0%となっています。

図-1.3 住宅の耐震化の予測



本計画の目標は、令和7年で92%としていますので、目標を達成するために必要な耐震改修戸数は、令和3年度から令和7年度までの5年間で旧耐震化住宅を928戸にする必要があり、5年間で576戸、毎年では115戸の耐震化を促進する必要があります。（表-1.15）

表-1.15 住宅の耐震化の目標及び必要改修戸数

	令和2年度 ^{※1}	令和7年度 ^{※2}
自然推計の耐震化率	83.1%	87.0%
目標の耐震化率	-	92.0%
耐震改修の必要戸数	-	576戸(5年間)
1年間当たり	-	115戸

※1: 令和2年度の推計では、総住宅数11,514戸（新耐震9,571戸、旧耐震1,943戸）

※2: 令和7年度の推計では、総住宅数11,604戸（新耐震10,100戸、旧耐震1,504戸）

2) 多数の者が利用する建築物（法第14条第1号）の耐震化の目標

多数の者が利用する建築物の耐震化率は、表-1.15に示すとおり、令和7年度の目標は96.0%となっています。

令和2年時点では、目標の96%を達成できる状況ではないとなっていますが、令和7年の目標を達成するためには、さらに34棟の耐震化を行う必要があると予測されます。（表-1.16）

図-1.4 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

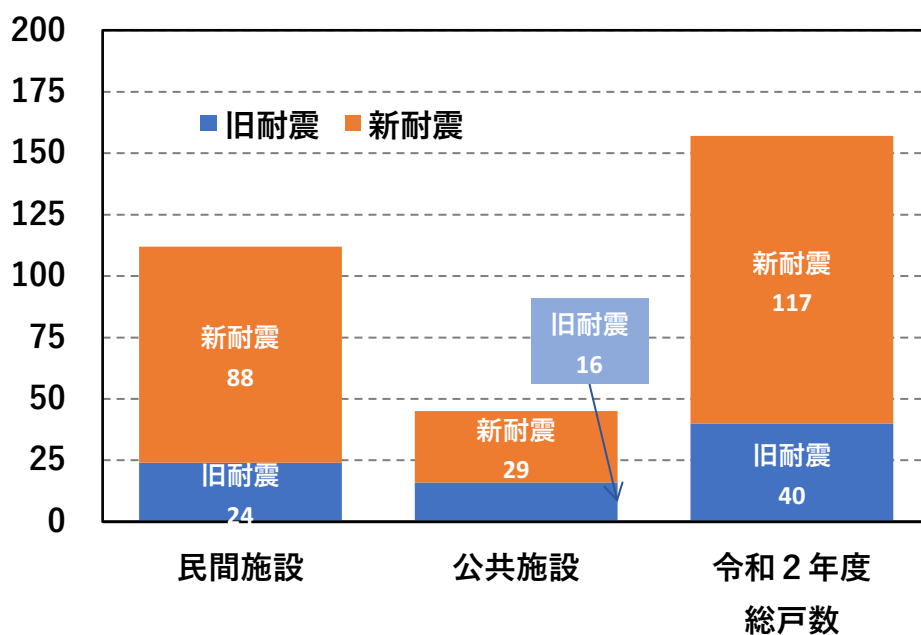


表-1.16 多数の者が利用する建築物（法第14条第1号）の耐震化率の目標

	令和2年度※1	令和7年度※2
自然推計の耐震化率	74.5%	96.0%
目標の耐震化率	-	96.0%
耐震改修の必要棟数	-	34棟
1年間当たり	-	7棟

※1: 令和2年度の実測では、建物戸数157戸（新耐震117戸、旧耐震40戸）

※2: 令和7年度の推計では、建物戸数157戸（新耐震151戸、旧耐震6戸）

3) 市有建築物の耐震化の目標

市は、市所有の災害時に重要な建築物及び多数の人が利用している建築物を重要な建築物と位置づけ、継続して耐震化に努めていきます。また、老朽化した木造平屋住宅は、計画的に解体していきます。

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

住宅及び建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅及び建築物の所有者などが、地震防災対策を自らの問題として意識して取り組むことが不可欠となります。

本市は、住宅及び建築物の所有者などに対する耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境を整備していくことを基本的な取り組み方針とします。

また、必要に応じ、県及び法に基づく指導や建築基準法に基づく命令などを効果的に活用します。

(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

本市では、市民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及・啓発に積極的に取り組みながら、建築物の耐震改修の促進を図ります。

また、建築物の耐震化を推進するため、国・県・市の補助制度の活用、耐震改修促進税制上の特例措置などの普及・啓発及び融資制度の活用を図ります。

1) 大竹市における耐震診断・改修の補助制度

本市では、木造戸建て住宅を対象に耐震診断・改修工事に対してその費用を助成する補助事業を実施します。

本事業は、耐震診断を実施し、地震による既存木造住宅の倒壊などの災害を防止することを目的としています。表-2.1及び表-2.2において、「大竹市木造住宅耐震診断補助事業」、「大竹市木造住宅耐震改修補助事業」の概要を示します。

また、表-2.3と表-2.4には、「ブロック塀等除却補助事業」と「耐震シェルター補助」の概要も示します。

表-2.1 大竹市木造住宅耐震診断補助事業の概要

事業名	大竹市木造住宅耐震診断補助事業
対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・大竹市内に所在する木造住宅 ・昭和56年5月31日以前に建てられた戸建て住宅または併用住宅 ・在来軸組構法、または伝統的構法により建築されたもの ・木造住宅の所有者、又は移住しているもの ・階数が2階建以下 ・市税などの滞納がないこと
対象となる診断	<ul style="list-style-type: none"> ・大竹市木造住宅耐震診断設計資格者が診断したもの ・(財)日本建築防災協会「木造住宅耐震診断と補強方法」による診断 ・補助金交付決定後に着手した診断
補助額	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費に補助率3分の2の額(補助限度額3万円)

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

表-2.2 大竹市木造住宅耐震改修補助事業の概要

事業名		大竹市木造住宅耐震改修補助事業
対象住宅		<ul style="list-style-type: none"> ・大竹市内に所在する木造住宅 ・昭和56年5月31日以前に建てられた一戸建て住宅または併用住宅 ・在来軸組構法、または伝統的構法により建築されたもの ・階数が2階建以下 ・耐震診断の結果、上部構造評価点の値のうち最も低いものが1.0未満の住宅 ・市税などの滞納がないこと
耐震改修	対象となる改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・「対象となる住宅」を上部構造評価点1.0以上とするために必要な補強工事 ・大竹市木造住宅耐震診断設計資格者が診断・設計したもの ・建築士が工事監理を行う工事 ・補助金交付決定後に着手した工事
	補助額	・補助対象経費に補助率2分の1の額(補助限度額40万円)
段階改修	対象となる改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・「対象となる住宅」を上部構造評価点0.7又は、1階のみ1.0以上とするために必要な補強工事 ・大竹市木造住宅耐震診断設計資格者が診断・設計したもの ・建築士が工事監理を行う工事 ・補助金交付決定後に着手した工事
	補助額	・補助対象経費に補助率2分の1の額(補助限度額30万円)

表-2.3 大竹市ブロック塀等除却補助事業の概要

事業名		大竹市ブロック塀等除却補助事業
対象ブロック塀など		<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の対象となる道路などに面しているもの ・建築基準法施行令に規定する補強コンクリートブロック及び組積造の塀の基準を満たしていないもの ・危険性の高いもの ・道路面からの高さが1.0m以上のもの(擁壁の上に設置されている場合は、塀の部分の高さが1.0m以上のものに限る。) ・個人が所有又は管理しているもの ・市税などの滞納がないこと
対象となる工事		<ul style="list-style-type: none"> ・「対象ブロック塀など」の除却に係る工事 ・補助金交付決定後に着手した工事
補助額		補助対象経費に補助率3分の2の額(補助限度額15万円)

表-2.4 耐震シェルター補助の概要

事業名		大竹市耐震シェルター補助事業
補助対象		昭和56年5月31日以前に着工された市内に所在する個人用木造住宅で、耐震診断を実施した結果、上部構造評点が1.0未満であると判定された住宅とする
対象者		耐震シェルター設置工事を行う住宅の所有者(共有の住宅は、全員の合意による代表者)市税(市民税・固定資産税・軽自動車税)を滞納していない者
補助金の額		工事費用の2分の1
補助限度額		15万円
対象工事		耐震診断による上部構造評点が1.0未満であるとされた補助対象住宅に対して、耐震シェルター設置を行うための工事

2) 税制上の優遇制度など

耐震改修工事に要する費用負担を軽減し、耐震化を促進するため、耐震改修促進税制が運用されます。耐震改修工事を行う必要のある対象建築物の所有者は所得税額の特別控除(表-2.5)、固定資産税の特別控除(表-2.6)、住宅借入金など特別控除(表-2.7)などを受けることができます。

表-2.5 所得税額の特別控除

対象住宅	昭和56年5月31日以前の耐震基準により建築された住宅
対象区域	住宅耐震改修のための一定の事業を定めた以下の計画の区域 <ul style="list-style-type: none"> ・『地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅などの整備などに関する特別措置法』の地域住宅計画 ・『建築物の耐震改修の促進に関する法律』の耐震改修促進計画 ・住宅耐震改修促進計画(地方公共団体が地域の安全を確保する見地から独自に定める計画)
対象工事	現行の耐震基準に適合させるための耐震改修工事
控除額	耐震改修工事費の10%(25万円を上限)が所得税から控除されます

表-2.6 固定資産税の特別控除

対象住宅	昭和57年1月1日以前に所在する住宅(1戸当たり120㎡相当部分まで)
対象区域	対象区域に制限なし
対象工事	現行の耐震基準に適合する耐震改修であること 耐震改修費用が50万円超であること
控除額	耐震改修工事を行った際に、当該家屋に係る翌年分の固定資産税を2分の1減額する

表-2.7 住宅借入金など特別控除(耐震リフォーム)

対象住宅	昭和57年1月1日以前に所在する住宅(1戸当たり120㎡相当部分まで)
対象区域	対象区域に制限なし
対象工事	増改築などをした後の住宅の床面積が50平方メートル以上であり、改修の費用が100万円超で、かつその2分の1以上が居住用部分に関するものであり、住宅について行う所定の耐震基準に適合させるための修繕・模様替えの工事
控除額	控除額は、住宅ローンなどの年末残高の合計額を基に、居住の用に供した年分の計算方法により算出 <ul style="list-style-type: none"> ・年末残高など×1%(40万円を上限とする)

3) 耐震改修に対するリフォームへの融資

耐震改修工事に伴うリフォーム工事について、独立行政法人住宅金融支援機構から工事費用の融資を受けることができます。(表-2.8)

表-2.8 リフォーム融資の概要

事業主体	(独)住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)
対象住宅	工事完了後の住宅部分の床面積が50㎡(共同建では40㎡)以上の住宅
対象工事	・「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律123号)に定める計画の認定を受けた改修計画にしたがって行う耐震改修工事 ・機構の定める耐震性に関する基準に適合するよう行う耐震補強工事
融資内容	融資限度額1,000万円(対象工事の8割以内)

4) その他

今後、上記の支援のほか耐震改修を推進するための国及び県の補助制度など、支援策の充実に努めます。

(3) 耐震化を促進するための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題となっているなど住宅・建築物の所有者などが耐震改修を実施するにあたっては様々な不安材料があります。したがって、耐震改修を促進するためには、これらの建物の所有者が安心して耐震改修に取り組めるような環境整備が必要です。

特に、工事の依頼先や工事費用、工事内容、工事の効果などの不安を解消することが重要であるため、以下のような施策を講じ、耐震化促進のための環境整備を進めます。

1) 耐震診断を行う建築事務所の登録及び公表

広島県では、日頃耐震診断を実施する建築士と関わり合いが少なく、だれに頼んだらいいのかわからないなどの不安を持つ建築物所有者のために、耐震診断を円滑に行うことを目的として、耐震診断を実施する建築士を対象に講習会を実施し、受講した建築士が所属する建築事務所を登録し、県HPにて公表しています。

2) 安心して相談できる環境の整備

広島県では耐震診断・改修の技術的手法や補助などの支援制度などについての「相談窓口」を設置しています。

耐震改修の必要な建築物の所有者に対し、耐震診断や耐震改修の相談や補助などの支援制度などの説明、専門家や事業者の紹介などを行います。

3) その他

今後、上記の環境整備のほか耐震化を促進するための環境整備に努めます。

(4) 地震時の建築物の総合的な安全対策

1) ブロック塀の安全対策

ブロック塀が地震により倒壊すると、死傷者がでることに加え、道路の閉塞や避難、救急・救命活動の妨げとなる恐れがあります。昭和53年の宮城県沖地震や平成15年の十勝沖地震では、耐震対策が不十分なブロック塀などの下敷きとなり、多くの方が犠牲となりました。

近年、平成30年6月の大阪府北部地震では、ブロック塀の倒壊により、人的被害が発生しています。

このため、ブロック塀などの倒壊の危険性を市民や建物の所有者に周知することや正しい施工・補強方法を普及させることが重要であることから、パンフレットなどの作成・配布による啓発活動を進めます。



▲大阪府北部地震時のブロック塀の倒壊（朝日新聞より）

2) 室内の安全確保

地震時における、家具・食器棚・冷蔵庫などの転倒は、人の負傷に加え、避難や救助活動の妨げとなる恐れがあります。室内における具体的な安全対策としては、食器棚などの固定、窓ガラスの飛散防止フィルムの利用などがあげられます。本市では、市民に対して県・市のHPや広報誌などにて、安全対策の知識の普及を図ります。



▲阪神・淡路大震災による外壁・窓ガラスの破損

3) 天井の落下防止対策

東日本大震災では、学校の屋内の運動場などの天井材落下など、非構造部材の被害が多数発生しています。これを受けて建築基準法施行令が一部改定され、新しい技術基準が平成26年4月1日に施行されています。

このため、ガラスや天井の落下の危険性について、市民や建物の所有者に周知することが重要であるため、パンフレットなどの作成・配布による啓発活動を進めます。

4) 家具の転倒防止対策

地震発生時に、転倒した家具などの下敷きになるなどの直接的な被害や、避難や救助の妨げになるといった事態が想定されます。こうした住宅内での被害を事前に防ぐため、家具転倒防止対策の重要性を市民に周知するとともに、家具の固定方法などの情報提供を行っていきます。

5) エレベーターの閉じこめ防止対策

エレベーターには地震動を感知して運転を制御する装置が取り付けられていますが、東日本大震災では、約200件のエレベーターの閉じ込め事故が発生し、救出まで最大9時間以

上を要するなど、利用者に不安や混乱が生まれました。

このため、エレベーター内への閉じ込めによる災害を防止することを目的として、既設エレベーターの改修や地震対策、管制運転・安全装置などの設備や改良、地震時の保守会社の緊急体制の確保などの重要性について、パンフレットなどの作成・配布による啓発活動を進めます。

【エレベーターの地震防災対策】

○エレベーターの耐震安全性の確保

運転休止させる必要性・閉じ込めを生じる可能性を根本的に低減するため、震度5程度までは地震発生後も機能を維持し支障なく安全に運転継続できるようエレベーターの耐震安全性を確保

○地震時管制運転装置の設置

初期微動の段階で作動して安全に着床・停止しドアを開放する「P波感知型地震時管制運転装置」の設置

○早期救出体制の整備

閉じ込めからの早期救出について、通信の多様化による早期覚知、消防機関などとの連携体制の整備

○適時適切な情報提供

平時における地震時のエレベーターの運行方法などの情報提供や、地震時の閉じ込めが生じた際におけるかご内や乗り場での適切な情報提供

出典:「エレベーターの地震防災対策の推進について」(H18.4, 社会資本整備審議会建築分科会)

6) エスカレーター地震防止対策

東日本大震災では、エスカレーターの脱落が発生しており、平成25年7月に建築基準法施行令を改正する政令が公布されました。この改正を受けて、建築物の所有者、管理者などに対し安全対策措置を講じるよう周知に努めます。

7) 給湯設備の転倒防止対策

東日本大震災では、住宅に設置されていた電気給湯器の転倒被害が多数発生しており、その後の調査から、その多くが固定などの対策が不十分であったことが確認されています。これを受けて「建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件」の一部が改正、施行（平成25年4月1日）され、設置の際の固定方法が定められています。

本市では、該当する設備の所有者・管理者に対して設置方法の確認と改善を指導していきます。

8) 配管など設備の落下防止対策

地震発生時に、配管などの設備が落下、破損などの被害が発生することが想定されます。本市では、建築物の所有者、管理者などに対して地震による被害の危険性を周知し、安全対策措置を講じるよう啓発を行います。

9) 耐震シェルターでの安全対策への補助

住宅の耐震改修工事には、市の補助制度を利用しても、経済的に大きな負担がかかります。そこで、比較的安価に生命を守ることができる装置である耐震シェルターが今注目されています。

本市では、住宅の所有者に対して、耐震シェルターの普及・啓発に努めます。

(5) 地震に伴う崖崩れなどによる建築物の被害の軽減対策

地震に伴う崖崩れなどによる建築物の被害を軽減するために「がけ地近接等危険住宅移転事業」などを活用し、建築物の被害だけでなく人命・財産の保護を軽減します。

(6) 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

1) 地震発生時に通行を確保すべき道路

地震発生時に通行を確保すべき道路（以下、緊急輸送道路という。）とは、災害時の拠点施設を連絡するほか、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送などを目的とした道路です。

本計画において緊急輸送道路は、広島県緊急輸送道路ネットワーク計画に定められた第一次緊急輸送道路とします。

2) 緊急輸送道路沿道の安全点検

緊急輸送道路に接する敷地の建築物の倒壊によって道路の機能が妨げられないよう建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況を把握し、その促進に努めます。

市は県と連携し、緊急輸送道路沿道の安全性を確保するためブロック塀、屋外広告物、自動販売機並びに歩道の安全点検を実施するように努めます。

(7) 広島県の支援（持続可能なまちづくりの視点を踏まえて）

住宅の耐震化に向けた補助制度による財政支援は、県及び市町において、それぞれの役割に応じた対策を行うこととし、県は、持続可能な街づくりの観点から、補助対象とする区域を限定し居住誘導を図るなど、県の施策の推進に資する耐震化支援制度の運用に取り組む市町へ、その費用の一部を支援するものであります。

表-2.9 広島県が市町を支援する制度の概要（広島県耐震改修促進計画（第3期計画）より）

補助対象とする市町	① 国が実施する、住宅への耐震改修補助制度「総合支援メニュー」による制度を創設していること			
	② 「総合支援メニュー」による耐震改修と建替え補助に加え、非現地での建替えや除却のみの工事も補助対象とした制度であること			
	③ 居住を誘導し人口密度を維持するエリアを明示することができること			
補助内容	耐震改修	現地建替	非現地建替	除却
補助対象とする住宅	旧耐震基準で建てられた木造戸建て住宅で、耐震性能が不足しているもの（長屋又は共同住宅は含まない）			
	現に自己の居住の用に供する住宅であること（空き家は含まない）			
国が実施する補助制度の適用区分	居住を誘導する区域内		移転建替後の住宅が居住を誘導する区域内	居住を誘導する区域の内外を問わない
補助対象	総合支援メニュー		従来の補助制度	
補助額※	設計費及び工事費		除却工事費	
負担率※	補助対象のうち工事費の80%かつ1住戸あたり100万円を限度		補助対象の23%かつ1住戸あたり83.8万円を限度	
	国 1/2, 県 1/4, 市町 1/4			

※ 国が実施する補助制度の負担率をもとにした率（令和3年度4月時点）

1) 県が市町を支援するねらい

- ①耐震化の促進に向けては県民への周知の充実・強化を図ることが重要であることから、市町と連携して全対象住戸を対象とした戸別訪問などによる直接的な働きかけの実施を進めます。また、全戸対応する場合、補助限度額の引き上げなど、効果的な支援につながる国の補助制度（平成30年に創設された「総合支援メニュー」）が活用できるため、全市町に対し導入を促します。
- ②旧耐震基準による住宅が建替更新時期を迎えていることから、補助対象に耐震改修だけでなく建替えや除却も追加するよう市町に促します。
- ③持続可能なまちづくりを推進する観点から、土砂災害警戒区域などの危険な場所から安全な場所への居住誘導や空き家対策の施策と相乗効果が得られるよう、重点化を図った制度とすることなどを市町に促します。

第3章 建築物の耐震安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

(1) 地震ハザードマップによる啓発及び知識の普及

地震ハザードマップは、地震による震度(揺れ)や建物の倒壊率、避難場所などの情報を示したもので、平常時より市民にわかりやすく地震による影響や備えを情報提供することによって、防災意識の向上や住宅・建築物の耐震化の促進、地震による被害の軽減などを目的として作成するものです。

本市では、作成した地震ハザードマップをHPなどにより公表し、啓発及び知識の普及に努めます。



▲大竹市ホームページ
(Web版ハザードマップ)

(2) 相談体制の整備及び情報提供の充実

本市は、耐震診断、耐震改修や住宅リフォームなどにおいて、建築関連団体の相談窓口など、多方面の専門家と連携して相談に対応できる体制と仕組みづくりを進め、以下の事項に関する情報提供を図れるように努めます。

- ・自己による簡単な診断方法
- ・耐震診断の概要や診断を受ける方法
- ・家具転倒防止など屋内での安全確保の方法
- ・耐震改修の工法の紹介
- ・耐震診断・改修に関する支援制度
- ・耐震改修に関する公庫などの融資制度
- ・耐震改修促進税制
- ・耐震診断や耐震改修を実施可能な業者の紹介
- ・耐震改修にあわせてリフォームの方法
- ・地震防災に関する情報

(3) パンフレットの作成・配布

住宅・建築物の所有者などに対する耐震診断・改修の普及・啓発を図るため、パンフレットの作成を検討し、窓口で配布するように努めます。

(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導策

耐震改修は、単独で行うよりもリフォーム工事にあわせて実施する方が工事費などのメリットがより大きいことから、市広報を利用して情報提供を行います。

一方、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題となっているなど不安材料もあります。これらの不安を解消するため、住宅リフォームなどを計画している市民の方が、適切な工法・価格で所要の性能を備えた住宅が確保できるよう県で養成したリフォームアドバイザーの紹介・周知を行います。

(5) 自治会などとの連携

地域における地震時の危険箇所の点検などを通じて、地震防災対策の啓発・普及を行うことが効果的であることから、自治会やNPOなどと連携しながら耐震化を進めます。

(6) セミナー・講習会の開催

本市は、県や建築関係団体と連携して、無料耐震相談会や耐震診断・改修に関するセミナー・講習会を実施し、建物所有者などに対し耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発に努めます。

第4章 耐震化を促進するための指導などに関する事項

(1) 法による耐震診断又は耐震改修の指導などの対象建築物

本市は所管行政庁^{※1}である県と連携して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行います。特に倒壊を防止する必要性が高いものについては、より具体的な対応を求める「指示」や「公表」が県からできることになっています(本章は、県が主体となり、市が連携して進めます)。

※1:所管行政庁とは、建築主事を置く市町村においてはその市町村の長であり、その他の市町村では、都道府県知事。(耐震改修促進法 第2条) 建築主事とは、建築基準法に基づき建築計画の確認などを行うために、知事または市町村長が任命した者。

(2) 耐震診断又は耐震改修の指導などの方法

「指導」及び「助言」は、建築物の耐震診断・耐震改修の必要性を説明して、耐震化の実施に関する啓発文書を送付し、相談に応ずる方法で行います。

「指示」は、特に倒壊を防止する必要があるものに対して、指導及び助言のみでは協力が得られない場合に、指示書を交付するなどの方法で行います。

「公表」は“正当な理由”がなく、耐震診断・耐震改修の「指示」に従わないときに実施し、県が広報誌やHPなどにより公表します。

(3) 建築基準法による指導などに関する事項

本市では特定行政庁^{※2}である県が建築物の損傷・腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となる恐れがあると認められる場合において、建築物の除却・改築・修繕など必要な措置を「勧告」します。また“正当な理由”がなく「勧告」に従わない場合には「命令」を行います。

耐震改修などの「指示」に従わないことにより「公表」した建築物で、その建築物の倒壊による周辺などへの影響が大きいと認められる場合や地震に対する安全性についてより危険であると認められる建築物の所有者に対して、速やかに建築物の除却・改築・修繕などを「命令」を県が行います。

※2:特定行政庁とは、建築主事を置く市町村においてはその市町村の長であり、その他の市町村では、都道府県知事。(建築基準法 第2条)

第4章 耐震化を促進するための指導などに関する事項

表-4.1 建築基準法による勧告又は命令

公表を行ったにもかかわらず建築物の所有者が耐震改修などを行わない場合		
勧告	命令	命令
建築基準法第10条第1項	建築基準法第10条第2項	建築基準法第10条第3項
<p>特定行政庁は、(中略) 損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となる恐れがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。</p>	<p>特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。</p>	<p>前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。</p>

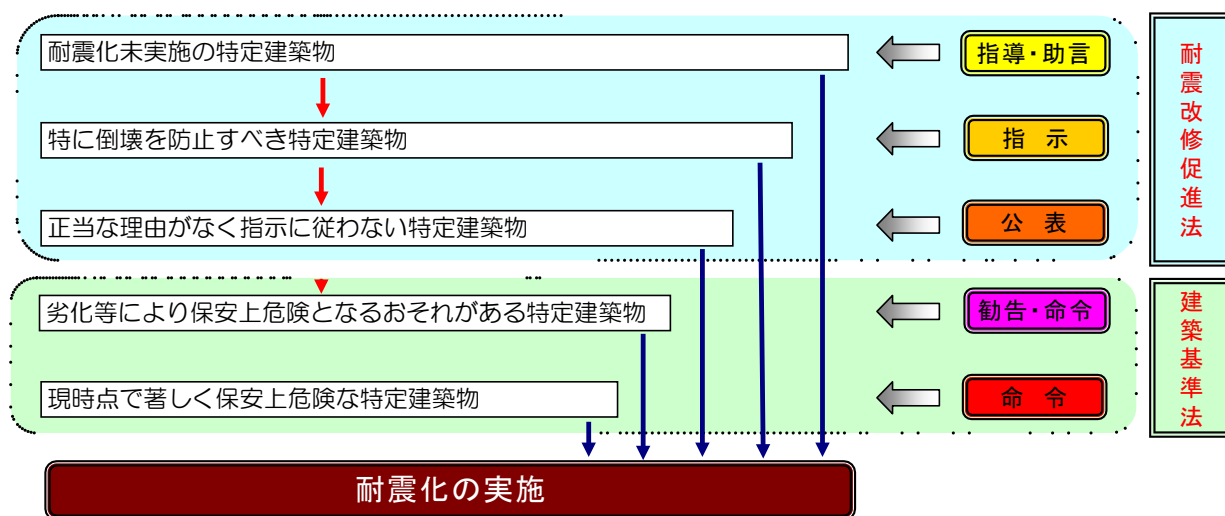


図-4.1 特定建築物の耐震化を促進するための指導フロー図

第5章 その他耐震改修などを促進するための事項

(1) 関係団体との連携

県内の建築関係団体との連携を図り、建築物の耐震化促進に向けた広報・意識啓発活動などを実施します。

(2) 所管行政庁との連携

特定建築物の耐震化に向けた指導などを推進していくには、所管行政庁相互の整合性を確保した上で、指導などの内容、実施方法を定めて効果的な実施を図る必要があります。そのため、所管行政庁間で具体的な取り組み方針などについて協議を行い、連携を図りながら指導などを進めていきます。

(3) 関係部局との連携

公共建築物は、災害対策拠点や避難収容拠点など災害時に重要な役割を担うことから、建築物の所管部局と連携を図りながら計画的な耐震化を推進します。

(4) 地震保険の加入促進に資する普及啓発

地震による損害を補償する地震保険については、加入率が全国平均で33.1%（2019年末現在）という状況であり、大規模な地震災害発生後の迅速な復旧を図るためには、地震保険への加入を促進する必要があります。

このため、地震保険の保険料及び補償内容などとともに、平成18年度の税制改正において新たに創設された、所得税、個人住民税に係る地震保険料の所得金額からの控除（地震保険料控除）などの特例措置について、情報提供に努めます。

なお、居住用建築物の耐震性能が高い場合には、耐震等級割引制度が利用できることになっています。

(5) 計画の進行と管理

耐震化の目標達成に向けて、本計画の進捗状況や、特定建築物や防災拠点などの耐震化の進捗状況、耐震化の普及・啓発に向けた施策の実施状況などを定期的に確認し、適切な進捗管理を行います。

また、計画の進捗状況や社会情勢の変化、関連計画の改定などに対応して、必要に応じて計画の見直しについて検討します。

卷 末 資 料

【資料－１】 建築物の耐震改修の促進に関する法律(抜粋)

発 令 平成 7年10月27日法律第123号
最終改正 平成30年 6月27日法律第 67号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画等)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすること

を防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診

断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
- 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

【資料－２】 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(抜粋)

発 令 平成 7年12月22日政令第429号

最終改正 平成30年11月30日政令第323号

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物)

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

- 一 診療所
- 二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設
- 三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する施設
- 四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業の用に供する施設
- 五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設
- 六 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設
- 七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設
- 八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設

- 九 火葬場
- 十 汚物処理場
- 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項に規定するごみ処理施設
- 十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）
- 十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設
- 十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設
- 十五 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
- 十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
- 十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設
- 十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設
- 二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設
- 二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

- 第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。
- 一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
 - 二 建築基準法施行令第百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの
 - 三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模

様替の工事

(通行障害建築物の要件)

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）
 - イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル
 - ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離
- 二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であって、建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に附属するもの

(要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査)

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗

- 六 ホテル又は旅館
 - 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍又は下宿
 - 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 十 博物館、美術館又は図書館
 - 十一 遊技場
 - 十二 公衆浴場
 - 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十五 工場
 - 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
 - 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
 - 二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル
 - 三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
 - 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル
- 3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和三十二年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）
- 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
- 三 マッチ
- 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
- 五 圧縮ガス
- 六 液化ガス
- 七 毒物及び劇物取締法（昭和三十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第

二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 十トン

ロ 爆薬 五トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個

ニ 銃用雷管 五百万個

ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個

ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号火箭（せん）又は煙火 二トン

チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量

三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン

四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル

五 マッチ 三百マッチトン

六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル

七 圧縮ガス 二十万立方メートル

八 液化ガス 二千トン

九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン

十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン

3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 病院又は診療所

三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

四 集会場又は公会堂

五 展示場

六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

七 ホテル又は旅館

- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 九 博物館、美術館又は図書館
 - 十 遊技場
 - 十一 公衆浴場
 - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
 - 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
 - 十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
 - 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 十九 法第十四条第二号に掲げる建築物
- 2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル
 - 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
 - 三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル
 - 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル
- 3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

【資料－3】 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

告 示 平成18年 1月25日国土交通省告示第 184号
最終改正 平成30年12月21日国土交通省告示第1381号

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震、平成二十年六月の岩手・宮城県内陸地震、平成二十八年四月の熊本地震、平成三十年九月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成二十三年三月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。さらに、平成三十年六月の大阪府北部を震源とする地震においては塀に被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつでもどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成十七年九月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成二十六年三月中央防災会議決定）において、十年後に死者数を概ね八割、建築物の全壊棟数を概ね五割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成二十七年三月閣議決定）においては、十年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやしい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、

災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。また、公共建築物について、法第22条第3項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象

建築物法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第8条第1項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第9条（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「規則」という。）第22条（規則附則第3条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、法第12条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第1第1号又は第2号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法(昭和25年法律第201号)第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

□ 指示対象建築物

法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第15条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第16条第1項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第2項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定、法第25条第2項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第32条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等

が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、全ての市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであるとともに、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第5条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、耐震改修と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成27年12月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成25年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約5,200万戸のうち、約900万戸（約18パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約82パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成15年の約1,150万戸から10年間で約250万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは10年間で約55万戸に過ぎない。

いと推計されている。

また、法第14条第1号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約42万棟のうち、約6万棟（約15パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約85パーセントと推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画（平成二十八年三月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成三十二年までに少なくとも九十五パーセントにすることを目標とするとともに、平成三十七年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。耐震化率を九十五パーセントとするためには、平成二十五年から平成三十二年までの間に、少なくとも住宅の耐震化は約六百五十万戸（うち耐震改修は約百三十万戸）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約三倍にすることが必要である。

また、多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約四万棟（うち耐震改修は約三万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを約二倍にすることが必要となる。また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、平成25年から平成32年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約130万戸、多数の者が利用する建築物については約3万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の

促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百二十三号。以下「改正令」という。）の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第五条第三項第一号及び第二号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第5条第3項第1号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第5条第4項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を

勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意するべきである。

法第五条第三項第二号又は第三号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第二号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。以下同じ。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が都道府県耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第五条第三項第二号の規定に基づき当該都道府県耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、規則第四条の二の規定により、地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

さらに、同項第四号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第二十八条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

加えて、同項第五号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発

活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示、命令等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第六条第一項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。また、改正令の施行前に市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあつては、当該市町村耐震改修促進計画を改正令の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。

特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第六条第三項第一号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、市町村は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第6条第3項第1号又は第2号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第一号の規定に基づき早期に沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が市町村耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第六条第三項第一号の規定に基づき当該市町村耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場

合を含む。)又は法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定、法第25条第2項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第22条第2項の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意するべきである。

附則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第120号）の施行の日（平成18年1月26日）から施行する。
- 2 平成7年建設省告示第2089号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成7年建設省告示第2089号第1ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第1の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第1ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第1の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

【資料－４】用語解説集

【あ行】

○Is 値

Is 値とは『構造耐震指標』と呼ばれる、耐震診断で判断の基準となる値です。一般的な Is 値の目安は以下の通りです。(旧建設省告示)

Is 値 0.3 未満……………破壊する危険性が高い

Is 値 0.3 以上、0.6 未満……………破壊する危険性がある

Is 値 0.6 以上……………破壊する危険性が低い

【か行】

○活断層

最近の地質時代(第四紀：約 200 万年前から現在)に繰り返し動き、将来も活動することが推定される断層です。

注 1 「新編日本の活断層」(活断層研究会編、1991 年)による

○既存不適格建築物

建築した時には建築基準法などの法律に適合していたのに、その後の法律や条例の改正、新しい都市計画の施行などによって、改正後の法律等に適合しなくなってしまった建築物。違反建築物ではありませんが、一定規模以上の建て替えや増改築をする場合は改正後の法律等に合わせなければなりません。

○緊急輸送道路

災害時の拠点施設を連結する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路のことです。

○建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)

阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成 7 年 12 月 25 日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)」が施行され、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることとされました。さらに、平成 17 年 11 月 7 日に改正耐震改修促進法が公布され、平成 18 年 1 月 26 日に施行されました。大規模地震に備えて学校や病院などの建築物や住宅の耐震診断・改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の作成が都道府県に義務付けられました。

○減災

災害による人命、財産ならびに社会的・経済的混乱を減らすための試み。減災のためには、地震、台風、集中豪雨などの災害について、被害想定やハザードマップなどを活用して正しく理解すること、災害に備えることで、私たち自身、あるいは地域自体が持っている災害に対処できる能力(地域の防災力)を高めることが大切です。

【さ行】

○在来木造住宅

柱と梁を主とし、筋交いや構造用合板等で構造的な壁をつくる一般的な木造工法です。

○市町村耐震改修促進計画

都道府県耐震改修促進計画を受けて、各市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画です。

○所管行政庁

耐震改修促進法第2条第3項に定められているもので、広島県における所管行政庁は、建築基準法による特定行政庁を指します。

○地震発生確率

国の地震調査研究推進本部・地震調査委員会が、過去のデータから将来の地震発生確率を統計的に予測した確率値です。計算手法は、想定された地震が発生しない限り、発生確率の値が時間の経過とともに増加する手法が用いられています。

○住宅・土地統計調査

わが国の住宅に関するもっとも基礎的な統計調査です。住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国及び地域別に明らかにすることを目的に、総務省統計局が5年ごとに実施しています。

○ソフト面での対策(⇔ハード面での対策)

ソフト面での対策は、組織づくりや情報提供のしくみ作りなどによる工事を伴わない対策。一方、ハード面での対策は、住宅・建築物の建替えや耐震改修による工事を伴う耐震化対策です。効果的に耐震化を進めるために、ハード面での対策と並行して、ソフト面の対策を充実させる必要があります。

【た行】

○耐震診断

住宅や建築物が地震に対してどの程度被害を受けるかといった地震に対する強さ、地震に対する安全性を評価することです。

○耐震改修

現行の耐震基準に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的に、増築、改築、修繕若しくは模様替え、又は敷地の整備(擁壁の補強など)を行うことです。

○耐震改修促進法(建築物の耐震改修の促進に関する法律)再掲

阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成 7 年 12 月 25 日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)」が施行され、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることとされました。さらに、平成 17 年 11 月 7 日に改正耐震改修促進法が公布され、平成 18 年 1 月 26 日に施行されました。大規模地震に備えて学校や病院などの建築物や住宅の耐震診断・改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の作成が都道府県に義務付けられました。

○耐震基準

宮城県沖地震(昭和 53 年 M7.4)等の経験から、昭和 56 年 6 月に建築基準法の耐震基準が大幅に見直されて改正施行されました。この基準を「新耐震基準」と呼び、その後、数度の見直しが行われています。新耐震基準では、設計の目標として、大地震(関東大震災程度)に対しては建築物の構造上の主要な部分にひび割れ等の損傷が生じて、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないこととしています。

○中央防災会議

災害対策基本法に基づいて設置された内閣総理大臣を長とし、内閣府に事務局を置く会議です。

○伝統構法

昔の農家・町家などに用いられている日本の伝統的技術が活かされた構法です。

地域の気候・風土に適応してわが国の木造建築物の主要な構法として発展してきました。土壁が基本で、貫(ぬき)や差し鴨居(かもい)等が多く用いられています。

○道路をふさぐ恐れがある住宅・建築物

地震時の倒壊により道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある住宅・建築物です。耐震改修促進法の特定建築物として定められています。

○特定建築物

「建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)」で定められている学校・病院・ホテル・事務所等一定規模以上の多数の人々が利用する建築物、危険物の貯蔵場・処理場や、地震により倒壊し道路をふさぐ恐れがある建築物のうち、建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物です。

○特定優良賃貸住宅

「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、各自治体が民間事業者等に対して建設費や家賃の補助を行い、中堅所得者向けに供給する一定の基準を満たした良質な賃貸住宅のことです。

○特定入居者

耐震改修促進法第 10 条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする方(特定優良賃貸住宅法第 3 条第 4 号に規定する資格を有する方を除く。)のことです。

【な行】

○南海トラフ地震

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て、日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を「南海トラフ」といいます。この南海トラフ沿いのプレート境界で発生する地震が「南海トラフ地震」です。

南海トラフ地震は、概ね100～150年間隔で繰り返し発生しており、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まっています。

○ネットワーク

網目状に結ばれた組織などのことです。例えば道路ネットワーク、コンピューターネットワーク、全国的な放送局の組織網などがあります。

【は行】

○広島県地域防災計画

広島県域における災害に対処し、県民の生命、身体及び財産を保護するため、県が災害対策基本法に基づき策定している計画です。防災に関し、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めています。

○ハード面での対策(⇔ソフト面での対策)

ハード面での対策は、住宅・建築物の建替えや耐震改修による工事を伴う耐震化対策。一方、ソフト面での対策は、組織づくりや情報提供のしくみ作りなどによる工事を伴わない対策です。効果的に耐震化を進めるために、ハード面での対策と並行して、ソフト面の対策を充実させる必要があります。

○ハザードマップ

災害予測図、危険範囲図、災害危険箇所分布図ともいい、ある災害に対して危険なところを地図上に示したものです。地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ、宅地ハザードマップ等、それぞれの災害の種類に応じて作成されています。通常は、危険度を色分け表示した地図に、避難所、病院等の情報をわかりやすく表現しています。

○バリアフリー

日常生活や社会生活を営む上での障害(バリア)をなくすことを言います。住宅においては、床の段差の解消、手すりの設置等があります。

【ま行】

○マグニチュードと震度の違い

地震の規模を表す尺度をマグニチュードといい、ある地点での揺れの程度を表すものを震度といいます。ある地震に対してマグニチュードは1つですが、震度は場所によって異なります。ある地点の揺れは、マグニチュードだけでなく震源からその地点までの距離、震源の深さ、その地点周辺の地盤条件等に左右されるものであり、マグニチュードの値が同じであっても、震源が遠ければ震度は小さく、近ければ震度は大きくなります。